

第2回兵庫県規制改革推進会議次第

日 時 令和元年11月29日(金) 10:00～12:00
場 所 兵庫県本庁舎3号館6階 第1委員会室

1 開 会

2 議 題

(1) 審議事項

- ① 第2回会議で新たに審議する項目
- ② 第1回会議で継続審議となった事項
 - ・道路占用許可の更新時における申請方法
 - ・許認可事務において要綱等の規定により事前申請等を求めている事項

(2) 報告事項

- ・標準処理期間を定めている手続等に関する事項

(3) 今後の進め方について

3 その他

4 閉 会

【配付資料】

- | | |
|-------|-------------------------------------------------------|
| 資料1-1 | 第2回会議で新たに審議する項目 |
| 資料1-2 | 第2回会議で新たに審議する項目(参考資料) |
| 資料2 | 第1回会議で継続審議となった事項(道路占用許可の更新時における申請方法) |
| 資料3 | 第1回会議で継続審議となった事項
(許認可事務において要綱等の規定により事前申請等を求めている事項) |
| 資料4 | 第1回会議の審議を踏まえた報告事項
(標準処理期間を定めている手続等に関する事項) |

第2回兵庫県規制改革推進会議 出席者名簿

1 委員

氏名	所属・役職	出欠	代理者
中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授	出席	
三輪 康一	神戸大学名誉教授	出席	
三原 修二	兵庫県経営者協会会長	出席	
福永 明	日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長	欠席	
藤本 和弘	兵庫県農業会議会長	出席	
中後 和子	学校法人和弘学園理事長・明舞幼稚園長 公益財団法人兵庫県青少年本部評議員	出席	

2 オブザーバー

氏名	所属・役職	出欠	代理者
金澤 和夫	兵庫県副知事	出席	
藤原 保幸	兵庫県市長会会長	欠席	
庵逵 典章	兵庫県町村会会長	出席	

I 第 2 回会議で新たに審議する項目

1 県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項（6件）

	提案事項	提案内容	所管部局等	所管部局等の考え方
(1)	特殊車両通行許可に関する処理の迅速化 【提案者】 県行政書士会	<ul style="list-style-type: none"> 一部の土木事務所の窓口が本庁に集約されたが、集約前より時間がかかっている。 受付時に内容を確認し、簡易な許可は担当を分ける等により迅速化できないか。 更新申請の場合は、更新時期が近いものから優先的な処理ができないか。 	県道路保全課	【規制・手続の見直し】 <ul style="list-style-type: none"> 実際の処理日数等の実態に合わせ標準処理期間を見直し、例示等による期間の明確化について検討する。 申請に提出期間の定めはないため、更新申請等の余裕をもった申請手続について周知する。 【国へ制度の見直しを要望】 <ul style="list-style-type: none"> 申請者も道路管理者も国の「特殊車両通行許可システム」を使用しており、自動審査できる道路を増やし手続を迅速化するため、県管理の道路構造データを積極的に国へ提供する。 現在国が実施しているセンシング技術活用による道路構造データ収集の継続と、許可車輛の基準緩和による申請件数の更なる抑制について国に要望する。
(2)	建設業の法人成りに関する廃業届の取扱いの柔軟化 【提案者】 県行政書士会	<ul style="list-style-type: none"> 個人から法人成りをして建設業許可を取得する場合、新規法人の許可申請提出時に、新規法人の許可申請日以前の日付の個人の廃業届も求められる。 新規法人の許可が出るまでの間、個人、法人とも無許可の状態となるため、個人の法人成の場合は、廃業日を新法人の許可日の前日にできないか。 	県建設業室	【制度内容の周知】 <ul style="list-style-type: none"> 現行の法令上では現在の取扱いが適切となる。 なお、今年6月の建設業法改正（令和2年10月施行）により、空白期間が発生することなく許可の承継が可能となることから、当該制度改正の内容について周知を行う。
(3)	建設業許可における健康保険等の確認書類の削減 【提案者】 県行政書士会	<ul style="list-style-type: none"> 建設業では、厚生年金、健康保険（協会けんぽ・健保組合）、雇用保険に適法に加入していることが求められ、県では建設国保等加入者には、被保険者証の写し等の提示を求めている。 健康保険に加入せず厚生年金だけを単独で成立させることはできないため、厚生年金の加入がわかる資料があれば、国保の健康保険証の提示を不要にできないか。 	県建設業室	【その他】 <ul style="list-style-type: none"> 建設国保等の被保険者証の写し等は、建設業に雇用環境整備等の観点から許可申請時点での健康保険の加入状況を確認するものである。 今年6月の建設業法改正（令和2年10月施行）により「適切な社会保険への加入」が建設業許可の要件の一つとして省令で定められる予定であり、法改正等の内容を踏まえ適切に対応する。

	提案事項	提案内容	所管部局等	所管部局等の考え方
(4)	建設業に関する届出等の郵送による申請受付 【提案者】 県行政書士会	・申請時に窓口担当者が少なく混雑し、長時間待たされることがある。建設業の決算変更や許可要件に該当しない変更など、郵送対応が可能な届出について、郵送による申請受付ができないか。	県建設業室	【規制・手続の見直し】 ・本県の行政手続等の電子化に関する取組や、国の電子申請に関する調査検討を踏まえ、事務処理や申請者の状況等も勘案し、郵送や持参等の対象範囲など申請方法を検討する。
(5)	建設業の許可申請時に必要な書類の明確化 【提案者】 県行政書士会	・県の手引きは、新規開設に必要な事業開始届けについて法人と個人を区別して記載していない等、必要な書類が不明確である。 ・手引きに記載する必要書類について、明確化をしてほしい。	県建設業室	【規制・手続の見直し】 ・必要書類等の記載について、よりわかりやすい表現になるよう見直す。 ・今年6月の建設業法改正(令和2年10月施行)を踏まえ、手引きの改定を令和2年度(法施行後)に予定しており、その際にも記載内容の明確化を進める。
(6)	個人情報の開示に関する代理請求者の範囲の拡大 【提案者】 県行政書士会	・県条例では、任意代理人による開示請求は、特定個人情報に係る保有個人情報に限られているが、守秘義務を有する国家資格者が任意代理人の場合は、個人情報の開示請求ができるようにしてほしい。	県民情報センター	【現行の制度運用を維持】 ・開示請求の利便性を考慮することも必要ではあるものの、個人の権利利益を保護することの方がより重要であると認識している。 ・広く代理請求を認めることは、任意代理人になりすました請求等、かえって本人の権利利益の保護に欠ける恐れがある。 ・国の個人情報保護委員会において、地方自治体の個人情報保護条例を一本化し、ルールを統一化する検討が始まっており、今後の動向を注視したい。

1-(1) 特殊車両通行許可に関する処理の迅速化

根拠法令等	(国) 道路法
提案内容 (提案者: 県行政書士会)	
<ul style="list-style-type: none"> ・特殊な車両を通行させようとする時には、通行しようとする道路の道路管理者に申請し、許可を得る必要がある。 ・県では、西宮、加古川、加東、姫路の各土木事務所の申請窓口を、平成30年4月から本庁に集約した。これにより、管内県道の区間のみを走行する簡易な申請でも、集約化前は2週間程度で許可されていたものが、2ヶ月近く待たなければならない状況となっており、標準処理期間(新規申請3週間、更新申請2週間、協議が必要な場合は+20日)内に許可することができていない。 ・更新申請を期間の余裕をもって行っても、時間がかかり有効期限切れによる空白期間の発生が懸念される。 ① 県道のみ通行する場合等は、受付時に内容を確認し、他の申請と担当を分ける等により迅速に処理できないか。 ② 更新申請の場合に、有効期限前に期間の余裕をもって申請したものでも、協議に時間がかかり有効期限切れが発生する懸念があるため、更新時期が近いものから優先的な処理ができないか。 <p>※特殊な車両: 車両の構造が特殊である車両、あるいは輸送する貨物が特殊な車両で、幅、長さ、高さおよび総重量のいずれかの一般的制限値を超える車両等(一般的制限値は資料1-2 P.1)</p>	
手続の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・ドライバー不足による車両の大型化等により、処理件数が直近の5年で約4割増加し、平均審査日数は2.2倍に増加するなど、全国的に件数の増加が課題となっている。(全国の平均審査日数は約50日(H29時点)) ・複数の道路管理者が管理する道路を通行する場合、特殊車両の通行許可は、いずれかの道路管理者に申請すればよい。申請を受理した道路管理者は、必要に応じ他の道路管理者との協議結果を踏まえ許可を行うため、協議先の自治体等が多いほど許可が下りるまでの期間が長くなる傾向にある。 ・国へは電子申請が可能だが、地方自治体へはすべて紙による申請(持参又は郵送)となっている。 ・本県の受付・審査は、西宮、加古川、加東、姫路は本庁道路保全課で、それ以外は各土木事務所で行っており、概ね標準処理期間程度で許可できるよう処理の迅速化に努めている。(H30の平均処理日数約65日) ・集約化前に2週間で許可した事例に関する指摘があるが、複数の車両や複数の目的地を1件の申請にまとめて提出される場合や、申請経路上に協議すべき他自治体が多数あるなど、案件により処理内容が多岐に亘っており、一律に処理日数を比較することが困難な状況にある。 	
条例等所管部局等の回答 (道路保全課)	
<p>【規制・手続の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際の処理日数等の実態に合わせ標準処理期間を見直し、例示等による期間の明確化について検討を行うことにより、申請者の予見可能性を高める。 ・本庁への集約化による処理集中のメリットを活かして、申請案件の処理と、他自治体等からの協議案件の処理の担当を分け迅速化を図るとともに、それぞれの案件の集中状況により、人員配置を柔軟に変更し対応を行っていく。 <p>① 審査内容の軽重による受け付け時の振り分け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁の受付分で年間約4,200件の申請があり、その内容を受付時に確認し簡易かどうかを判断基準に審査を振り分けることは難しい。見かけ上簡易であっても確認すべき箇所が多い場合があり、機械的に簡易かどうかを判断できるものではない。 <p>② 更新期限が迫った案件の優先的な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有効期限までの残日数により優先順位を付けて処理することは、公平性の観点からも適切とは言えない。申請に提出期間の定めはなく、いつでも行うことができることから、標準処理期間の見直しに併せて余裕をもった申請手続について再度周知する。 <p>【国へ制度の見直しを要望】</p> <p>【電子化による手続の迅速化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県では、行政手続等の電子化の取組を進めており、当該手続に関しても、電子化による手続の迅速化を図りたいと考えている。当該手続では、申請者も道路管理者も国の「特殊車両通行許可システム」を使用しているが、システムで自動審査できる道路を増やし協議箇所を削減するため、県管理の道路構造の電子データを積極的に国へ提供し、道路情報の蓄積を引き続き進めるとともに、速やかな情報の電子化を進めるため、現在重点期間として国が実施しているセンシング技術等を活用した道路構造データ収集(資料1-2 P.4)の継続を国に要望する。 ・また国では、将来的に全国一律で電子申請できるよう検討されていると聞いており、今後の動向を注視する。 <p>【申請件数の抑制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国では、今年度4月から許可の有効期間が最長「2年」から「4年」に見直され、申請件数の抑制が行われている。 ・より一層許可を迅速化するため、許可車輛の基準緩和による申請件数の更なる抑制を国に要望する。 	

1-(2) 建設業の法人成りに関する廃業届の取扱いの柔軟化

根拠法令等	(国)建設業法	
提案内容 (提案者: 県行政書士会)		
<ul style="list-style-type: none"> 個人から法人成りをして建設業許可を取得する場合、新規法人の許可申請提出時に個人の廃業届も求められるが、その廃業日を新規法人の許可申請日以前にする必要がある。 その結果、法人成りをした会社の許可が出るまでの間、個人は廃業で無許可、法人も無許可の状態となる。 新規許可の場合申請から許可が下りるまでに通常1か月半ほどかかっており、その間、個人法人を問わず500万円以上の工事が受注できないという事案も発生している。 個人が法人成りする場合は、廃業日を新法人の許可日の前日とすることができれば、無許可期間を発生させるといった不利益が解消され、近年問題となっている中小企業の円滑な事業承継の支援という観点からも効果が期待できる。 <p>※法人成り: 個人事業主として事業をおこなっている者が法人を設立し、その法人により事業を行うこと。</p>		
手続の内容		
<ul style="list-style-type: none"> 建設業の許可を受けるためには、建設業法第7条に規定する4つの許可要件を備えていること及び同法8条の欠格要件に該当しないことが必要である。 		
【建設業法に規定する許可要件等】		
<ul style="list-style-type: none"> ① 経營業務の管理責任者としての経験がある者を有していること ② 専任技術者を有していること ③ 請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと ④ 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有しないことが明らかな者でないこと ⑤ 破産者で復権を得ないもの等、欠格要件(法第8条)に該当しないこと 		
<ul style="list-style-type: none"> 経營業務の管理責任者又は専任技術者は、その常勤性又は専任性から個人と法人の両方を満たすことが認められず、法人の申請時点で許可要件を満たすためには、個人の廃業が必要となる。 許可換え新規、般特新規(一般建設業者が特定建設業許可を取得)の場合は、新たな申請の結果が出るまでは以前の許可が有効となり、許可が切れない。 		
条例等所管部局等の回答 (建設業室)		
【制度内容の周知】		
<ul style="list-style-type: none"> 個人と法人では人格が異なることから、法人での許可申請が必要となる。 また、建設業許可の要件である経營業務管理責任者及び営業所の専任技術者は、常勤であることが求められる。 このことから、一方(個人)で常勤性が認められれば、他方(法人)での常勤性は認められない(=建設業許可の要件を満たさない)と判断されるため、現時点では現行の取扱いが適切であると考えられる。 なお現行の規定では、建設業者が事業譲渡等を行う際にも、建設業許可に空白期間が生まれ不利益が生じていたこと等から、今年6月の建設業法改正(令和2年10月施行)により許可の承継に関する規定が設けられ、空白期間が発生することなく許可を引き継ぐことが可能となると聞いている。制度改正の内容について、明らかになった段階で周知していきたい。 		

1-(3) 建設業許可における健康保険等の確認書類の削減

根拠法令等	(県)健康保険等の加入確認書類について(H24.10月通知)									
提案内容 (提案者:県行政書士会)										
<ul style="list-style-type: none"> 建設業における社会保険とは、厚生年金、健康保険(協会けんぽ・健保組合)、雇用保険の3点であり、建設業許可申請者は、これらの加入状況を示す書類及び確認書類(保険料納入に係る領収証書の写し、厚生年金等の標準報酬決定通知書の写し等)を、申請書に添付しなければならない。 これらの加入確認に関して、県の通知には以下のとおり記載されている。 <table border="1" data-bbox="137 405 1497 524"> <tr> <td>適用事業所(法人及び従業員が常時5人以上の個人事業主)であって、健康保険について全国土木建築国民健康保険組合、兵庫県建設国民健康保険(建設国保)等に加入の場合は、健康保険については「適用除外」とし、健康保険の被保険者となるべき者の国民健康保険の被保険者証の写し、又は加入証明書の原本が必要。</td> </tr> </table> 適用事業所においては、健康保険(協会けんぽ・健保組合)と厚生年金の資格取得を1枚の用紙で申請する。また、適用除外となる場合においては、厚生年金の資格取得と健康保険の適用除外申請を同時に行う。そのため健康保険又は厚生年金のどちらかだけを単独で成立させることはできない。 厚生年金の加入状況を示す書類(厚生年金等の標準報酬決定通知書の写し等)を確認すれば、いずれかの健康保険(協会けんぽ・健保組合、建設国保等)に加入していることは明らかである。 そのため、適用除外となっている事業所については、厚生年金の加入状況を示す書類(厚生年金等の標準報酬決定通知書の写し等)があれば、建設国保等の被保険者証の写し等の提出は不要ではないか。 この提出を不要とすることにより、雇用者個人から被保険者証の写し等を徴する申請者の負担が軽減される。 		適用事業所(法人及び従業員が常時5人以上の個人事業主)であって、健康保険について全国土木建築国民健康保険組合、兵庫県建設国民健康保険(建設国保)等に加入の場合は、健康保険については「適用除外」とし、健康保険の被保険者となるべき者の国民健康保険の被保険者証の写し、又は加入証明書の原本が必要。								
適用事業所(法人及び従業員が常時5人以上の個人事業主)であって、健康保険について全国土木建築国民健康保険組合、兵庫県建設国民健康保険(建設国保)等に加入の場合は、健康保険については「適用除外」とし、健康保険の被保険者となるべき者の国民健康保険の被保険者証の写し、又は加入証明書の原本が必要。										
<p style="text-align: center;">手続の内容</p>										
<ul style="list-style-type: none"> 平成24年以降、建設業では社会保険未加入対策が進められ、社会保険への加入に関して、法人・個人事業主の別や、個人事業主の従業員規模等に応じて、適切な保険への加入が求められており、県では健康保険及び厚生年金の加入状況について以下の書類により確認を行っている。 <p>【健康保険及び厚生年金の加入状況の確認書類】</p> <table border="1" data-bbox="153 1084 1406 1245"> <tr> <td>下記のいずれかを提出</td> </tr> <tr> <td>・申請時直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「<u>領収証書</u>」の写し</td> </tr> <tr> <td>・〃「<u>納入証明(確認)書</u>」の原本</td> </tr> <tr> <td>・申請時直近の健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書の写し</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 健康保険法上、個人で常時5人以上の従業員を使用している場合又は法人で常時従業員を使用している場合には、適用事業所となり、協会けんぽ等への加入が必要である。 しかし、従前から国民健康保険組合に加入していた個人事業主が法人化、あるいは常時使用する従業員が5人以上に増加することにより適用事業所となった場合は、必要な手続き(健康保険被保険者適用除外承認申請による承認)を経れば、国民健康保険組合に引き続き加入し続けることができる。(協会けんぽ等に加入し直す必要はない) <p>【適用事業所(健康保険法第3条)】</p> <table border="1" data-bbox="153 1525 1406 1727"> <tr> <td>3 この法律において「適用事業所」とは、次の各号のいずれかに該当する事業所をいう。</td> </tr> <tr> <td>一 次に掲げる事業の事業所であって、常時五人以上の従業員を使用するもの</td> </tr> <tr> <td>イ 物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業</td> </tr> <tr> <td>ロ 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>		下記のいずれかを提出	・申請時直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「 <u>領収証書</u> 」の写し	・ 〃 「 <u>納入証明(確認)書</u> 」の原本	・申請時直近の健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書の写し	3 この法律において「適用事業所」とは、次の各号のいずれかに該当する事業所をいう。	一 次に掲げる事業の事業所であって、常時五人以上の従業員を使用するもの	イ 物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業	ロ 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業	(略)
下記のいずれかを提出										
・申請時直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「 <u>領収証書</u> 」の写し										
・ 〃 「 <u>納入証明(確認)書</u> 」の原本										
・申請時直近の健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書の写し										
3 この法律において「適用事業所」とは、次の各号のいずれかに該当する事業所をいう。										
一 次に掲げる事業の事業所であって、常時五人以上の従業員を使用するもの										
イ 物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業										
ロ 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業										
(略)										
<p style="text-align: center;">条例等所管部局等の回答 (建設業室)</p>										
<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設国保等の被保険者証の写し等の書類は、建設業許可申請時点(新規・更新・業種等追加)で被保険者が加入資格を喪失している可能性も考えられ、建設業における雇用環境整備等の観点から健康保険の加入状況を確認するものである。他府県の多くで本県同様に確認書類の提出を求めている。 なお、今年6月の建設業法改正(令和2年10月施行)により、現在国の通知に基づき指導等を行っている「適切な社会保険への加入」が、建設業許可の要件の一つとして省令で定められる予定である。(省令改正時期未定) 現時点では、省令改正の時期や改正の方針等の詳細が示されておらず、健康保険の加入確認についてどのような対応が求められるか不明であるが、<u>法改正等の内容を踏まえ適切に対応したい。</u> 										

1-(4) 建設業に関する届出等の郵送による申請受付

根拠法令等	(県)建設業許可申請等の手引き
提案内容 (提案者: 県行政書士会)	
<ul style="list-style-type: none"> ・県民局、県民センターで申請を行う際、窓口の担当者が少ないため、窓口が混雑し長時間待たされる場合がある。特に新規申請等で申請書類が揃っていない申請者がいる場合等は、待ち時間が1時間を超える場合もある。 ・また、担当者不在などで窓口まで行っても受け付けされない場合や、届出を即時受け付けせず預かりとする場合もあり、申請者の利便性を損ねている。 ・建設業の決算変更や許可要件に該当しない変更など、郵送対応が可能な届出について、郵送による申請受付ができれば、申請を行う県民の利便が向上する。 	
手続の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・県では、申請時の書類の確認や補正を的確に行うため、窓口への提出を求めている。 <p>【許可申請書類の提出先(建設業許可申請等の手引き)】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 大臣許可 大臣許可については、兵庫県県土整備部県土企画局総務課建設業室を経由して、国土交通省近畿地方整備局(許可行政庁)あてに提出します。</p> <p>イ 知事許可 知事許可については、申請者の主たる営業所の所在地を所管する土木事務所(許可行政庁)に提出します。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府等の一部の他府県では、郵送申請も可能となっている。 	
条例等所管部局等の回答 (建設業室)	
<p>【規制・手続の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県の行政手続等の電子化に関する取組や、国の電子申請に関する調査検討、他府県の状況等も参考にしつつ、事務処理や申請者の状況も勘案しながら、郵送や持参等の対象範囲や申請時のルールなど、<u>申請方法全般について検討を進めたい。</u> 	

1-(5) 建設業の許可申請時に必要な書類の明確化

根拠法令等	(県)建設業許可申請等の手引き
提案内容 (提案者: 県行政書士会)	
<p>・建設業許可申請等の手引きに、以下のとおり記載されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>※14 営業所調査のために必要な書類は以下のとおりとする、 事業活動…法人市民税納付領収書(写し) ★新規開設の場合 事業開始届(写し) 勤務状況…住民票(原本)、健康保険被保険者証(写し)、給与台帳(賃金台帳)又は給与支払明細書(賃金支払明細書)(写し)(2、3ヶ月分)、通勤定期券又は通勤届(写し) ※なお、所有者もしくは貸主が事業主、法人の役員、又はその親族の場合は、使用承諾書等、所有権が確認できる書類を求めることがある。</p> </div> <p>・新規開設に必要な事業開始届けについて、「法人:各県税事務所に出した法人設立届等」、「個人:事業開始届等」のように、区別して記載されていない。また、勤務状況の確認書類について、記載の書類全てが必要なのか、いずれかが必要なのかが不明である。</p> <p>・手引きに沿って書類を準備したが、申請時に不足や、準備したものが不要という場合がある。必要な資料の明確化により申請者の負担が軽減される。</p>	
手続の内容	
<p>・建設業を営もうとする者は、いわゆる軽微な建設工事のみを請け負って営業しようとする場合を除いては、その工事が公共工事であるか民間工事であるかを問わず、建設業法第3条に基づき建設業の許可を受けなければならない。</p> <p>・県では、申請の円滑化等を目的に申請を行う際の必要事項や留意点等をまとめた手引きを作成し、公表しており、法改正等の状況を捉まえ適宜改正を行っている。</p>	
条例等所管部局等の回答 (建設業室)	
<p>【規制・手続の見直し】</p> <p>・「建設業許可申請等の手引」は、適正な申請をしていただくために作成している。定期的に見直しを行い、正確かつ分かりやすい表現に努めているところである。</p> <p>・必要書類等の記載について、<u>よりわかりやすい表現になるよう見直したい</u>。</p> <p>・また、今年6月の建設業法改正(令和2年10月施行)を踏まえ、「建設業許可申請等の手引き」の改定を令和2年度(法施行後)に予定しており、その際にも記載内容の明確化を進めたい。</p>	

1-(6) 個人情報の開示に関する代理請求者の範囲の拡大

根拠法令等	(県)個人情報の保護に関する条例
提案内容 (提案者: 県行政書士会)	
<ul style="list-style-type: none"> ・実施機関が保有する個人情報の開示請求においては、「広く代理請求を認めることは、かえって本人の権利利益の保護に欠けるおそれがある」として任意代理人からの情報開示請求が認められていない。(総務省 Q&A より) ・県条例では、任意代理人による開示請求は、特定個人情報に係る保有個人情報に限っている。 ・特定個人情報以外の個人情報は、本人が直接開示請求を行う必要があるため、自己の情報を確認したい場合などに必要な手続に時間を要する。 ・守秘義務を有する行政書士等の国家資格者が、任意代理人として開示請求を行えるようになれば、スムーズに自己の情報等が確認できるようになるなど、県民の利便に資する。 <p style="margin-left: 20px;">※個人情報: 氏名、住所、思想、健康状態、学歴、職業、所得など個人に関する情報で、本人を特定できるすべての情報。それだけでは本人を特定できない情報であっても、他の情報と組み合わせることにより特定することができる情報も個人情報に含まれる。</p> <p style="margin-left: 20px;">※特定個人情報: 個人番号をその内容に含む個人情報。</p>	
手続の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・県では、県の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護するため個人情報保護条例を定めており、開示請求権については、以下のとおり規定している。 <p>【開示請求権(個人情報の保護に関する条例第14条)】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>第14条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする個人情報(公文書に記録されている個人情報に限る。以下「保有個人情報」という。)の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。</p> <p>3 <u>本人の委任による代理人は、本人に代わって特定個人情報に係る保有個人情報(以下「保有特定個人情報」という。)の開示請求をすることができる。</u></p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸市個人情報保護条例では、「当該職務を行う上で本人から本人の個人情報等の開示請求の委任を受けた弁護士…(略)…行政書士(行政書士法人を含む。)若しくは海事代理士(以下「法定代理人等」という。)は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。」とされ、8士業に限っての個人情報の代理請求を規定している。 <p style="margin-left: 20px;">※8士業: 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、弁理士、社会保険労務士、行政書士、海事代理士。</p>	
条例等所管部局等の回答 (県民情報センター)	
<p>【現行の制度運用を維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の個人情報の保護に関する条例は、個人情報の適正な取扱いを確保し、個人の権利利益を保護することを目的とするものである。この条例の趣旨からすると、自己の個人情報の開示を受けるかどうかは、本来、自己決定に係る部分であり、代理には親しまない行為であると考ええる。 ・県の条例では、個人情報の収集から廃棄に至るまでの様々な取扱いの場面において、その保護に関する事項を定めており、開示請求の利便性を考慮することも必要ではあるものの、<u>個人の権利利益を保護することの方が、より重要</u>であると認識している。 ・広く代理請求を認めることは、<u>任意代理人になりすました請求等、かえって本人の権利利益の保護に欠ける恐れ</u>がある。どうしても本人が窓口へ赴き開示請求をすることができない場合には、開示請求書の郵送による請求も可能とするなど、利便性を損ねない配慮も行っている。 ・一方で、法定代理人の開示請求を規定した理由は、未成年者の親権等に基づく当然の権利を注意的に規定しようとしたものではなく、本来、開示請求権の行使は代理に親しまない行為ではあるものの、その必要性(例えば乳幼児の健康診断の結果を開示請求する場合)からして、ある一定の者(法定代理人)に対して、特に開示請求権を付与する必要があったことによる。 ・国や他府県の多くは、個人情報及び特定個人情報について、本県と同様の取扱いとなっている。 ・なお、国の個人情報保護委員会において、地方自治体の個人情報保護条例を一本化し、ルールを統一化する検討が始まっており、今後の動向を注視したい。 	

Ⅱ 第 1 回会議で継続審議となった事項 1 道路占用許可の更新時における申請方法

根拠法令等	(県)道路占用規則
提案内容 (提案者:新温泉町)	
<ul style="list-style-type: none"> ・道路における上下水道管の占用物件については、許可期間が 10 年であり、終期は3月末となっている。 ・県管理道路に関する占用期間の更新申請時には、位置図や前回の占用許可証の写しのほか、図面(平面図、断面図等)の提出が必要である。また、更新手続の期間は、年度末の1ヶ月程度に限定されている。 ・占用物件の内容が変更とならない更新申請でも、前回の占用許可書の写しの添付や規格の大きな前回申請と同じ平面図のコピー作業、着色作業等が伴うため、煩雑な事務作業となっている(平面図等は各2部必要)。 ・近畿地方整備局(国交省)の国道占用更新の手続は、郵便はがきで更新の確認を行うのみである。 ・市町及び公営企業を対象に、占用物件の更新申請については、添付する平面図等を省略可とするなど、更新申請手続の簡素化を検討願いたい。 	
規制の状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・県では、道路法及び道路法施行令に基づいて、道路占用規則を定めており、道路占用の期間を更新する際の申請時期や、申請時に必要となる添付書類について規定している。 ・道路占用に関する申請は各土木事務所受付け、添付書類に不備が無いかな等の審査を行っている。 ・道路占用許可(更新)手続について、平成7年に国から簡素化措置の徹底に関する通知が出されたことを受け、県でも、当初申請時と変更のない物件は当初申請時の図面を活用するなど、簡素化措置が図られるよう土木事務所等に周知を行っている。 	
<p>【占用期間の更新(道路占用規則第6条)】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>占有者は、占用許可の期間満了後引き続き占有の許可を受けようとするときは、当該期間満了の日の1箇月前までに道路占用許可申請書に、次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 占有の場所の位置図 (2) 前回の許可書の写し (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類 </div>	
条例等所管部局等の回答 (道路保全課)	
<p>【制度内容の明確化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「道路占用事務取扱要綱」を改正し、変更を伴わない更新申請にかかる必要書類は「占有の場所の位置図」及び「前回の許可書の写し」のみであり、提案内容にあるような「平面図」をはじめとした規則に定めのない図面の提出は不要である旨を記載する。 ② また、改正した要綱を各土木事務所へ通知するとともに、管理業務課長等会議や各種担当者研修等の場でも周知徹底を図り、申請時の負担軽減に努める。 	
審議の結果等	
<p>【(第1回会議での委員意見) 再検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初の許可証番号がわかれば、位置図と前回許可書の写しの提出も不要なのではないか。 ・ハガキ等で更新の意思表示が確認できれば済むのではないか。国の運用方法なども調査してはどうか。 ・もう一歩踏み込んだ検討を行い、次回会議で再度方向性を示すこと。 <p>《審議内容を踏まえた所管部局等の対応案》</p> <p>【規制・手続の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国(国交省近畿地方整備局管内)では更新時の確認を往復はがきで行う一方、占有状況を確実に把握するため、内容に変更があった場合は、当該年度末に別途「道路占用台帳図面」を提出するよう申請者に求めている。 ② 当県の更新申請については、審議内容を踏まえ、提案内容のとおり申請書の提出のみとし、<u>図面等添付書類を省略することにより、手続の簡素化を図る。</u> ③ また、本県の行政手続等の電子化に関する取組を踏まえ、電子申請化についても今後検討を進めたい。 <p>※道路占用台帳図面:国が独自で占有者に提出を課している図面(法令による根拠なし)。路線別、占有者別に、占有者により1冊ずつ作成される。変更された箇所があれば、年度末にその部分を差し替える。</p>	

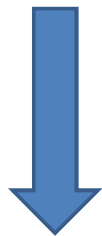
2-(1) 道路占用許可の更新時における申請方法 (審議内容を踏まえた対応案)

- 1 国の運用にかかる調査結果
- 2 対応案

県土整備部土木局道路保全課

1 国の運用に係る調査結果

国はハガキによる簡易申請を実施



占用物件の
把握は・・・？

更新申請とは別途、占用内容に変更があった場合は、
年度末に「道路占用台帳※」の提出を求めている。

※路線別、占用者別に1冊ずつ、占用者により作成された図面台帳

県土整備部土木局道路保全課

国と県の比較

	国	県(案)
申請書	往復ハガキ	申請書(郵送可)
添付書類	なし(別途図面の提出が必要)	なし
頻度	変更箇所について図面を提出(申請:10年に1回)	10年に1回
管理延長	9路線470km(但馬70km)	485路線4,800km(但馬1,050km)

更新手続きは、図面等添付書類を省略することで、手続きの簡素化を図る

県土整備部土木局道路保全課

2 対応案

【規制・手続の見直し】

1 規則の改正

申請者に負担を求めることがないように、規則を改正のうえ、添付書類を省略し、申請書のみ提出することとする。

2 今回改正の周知徹底

管理業務課長等会議や各種担当者研修等の場において、周知徹底をはかる。

県土整備部土木局道路保全課

道路占用許可申請書

新温上下第 106 号
平成31年 2月22日

兵庫県知事様

住所											氏名								
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--

〒 6 6 9 - 6 7 9 2

申請者住所 兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673-1

申請者氏名 下水道事業 新温泉町長 西村銀三

TEL. (0796) 82-3111(代表)

担当者氏名 上下水道課 井上陽一

TEL. (0796) 82-3114 (直通)

FAX. (0796) 82-2970



記

申請区分	新規・変更 継続 (権利譲渡・地位承継)	法区分	条文区分	申請区分
		0 2	3 2	
前回許可番号	兵庫県指令但馬(新土)道第21-0187号の2	有料無料区分		
前回許可年月日	平成(昭和) 21年 3月 19日	調定区分		
路線の名称	一般県道 若桜湯村温泉線			
占用の場所	美方郡新温泉町湯字阿弥陀堂898-1番地先から			
	美方郡新温泉町岸田字山飛1825-1番地先まで			
占用の目的	下水道管設置のため			

占用物件の数量・規格・構造等

物件名	寸法(外径)	数量(延長・面積等)	単位	種別	枝名	等地	減免
1号マンホール		30	個				
5号マンホール		1	個				
楕円マンホール		39	個				
下水道管	0.089m	303.20	m				
下水道管	0.114m	83.20	m				
下水道管	0.165m	472.40	m				
下水道管	0.216m	938.50	m				
下水道管	0.406m	17.70	m				



工事の実施方法	
道路の復旧方法	
占用の期間	許可の日から 平成 年 月 日まで
工事の期間	
特記事項	

添付図書

1. 新規または変更申請の場合 (各3部提出)

- (1) 位置図 (2) 平面図 (3) 横断図 (4) 縦断図 (5) 求積図
 (6) 占用物件の構造図 (7) 損害賠償責任負担請書 (8) 現況カラー写真
 (9) その他所長の必要と認めるもの (10) 工事中の保安設備図

(注) 変更申請の場合は、前回許可書(写)及び変更理由書を必ず添付すること。

2. 継続申請の場合 (各2部提出)

- (1) 位置図 (2) 平面図 (3) 求積図 (4) 現況写真 (5) 前回許可書(写)
 (6) その他所長の必要と認めるもの

記入上の注意

- (1) 申請者が法人である場合は、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 (2) 工事の実施方法は、片側通行止、全面通行止等の交通制限内容及び、夜間工事、昼間工事の別、開削工事、推進工事の別、直営、委託、請負の別を記入すること。
 (3) 道路の復旧方法は、原形復旧工法等を記入すること。
 (4) 変更申請の場合は、変更内容を新(黒字)旧(赤字)対照書きすること。
 (5) 申請に権利譲渡または地位承継を伴うときは、該当する申請区分を○で囲み、別紙様式に必要事項を記載して提出すること。

※ 代理人が手続を行う場合は委任状を添付してください。

Ⅱ 第 1 回会議で継続審議となった事項

2 許認可事務において要綱等の規定により事前申請等を求めている事項

(1) 事前の申請や協議等を行う旨を要綱・要領等で明文化しているもの(第1回会議資料より)

手続	事前協議等の目的	具体的な内容
① 岩石採取計画認可に係る事前協議 [岩石採取計画認可事務取扱要領]	<ul style="list-style-type: none"> 採取方法や事業形態により採石法の適用を受けないものもあり、認可申請の有無を事前協議で判断している。 鳥獣保護法等の他法令で規制される区域を含んでいないか、技術基準に適合しているか等を審査する必要があるため、事前に内容の確認を行っている。 	<p>[事前協議の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 認可申請(本申請)の必要性の判断 技術基準への適合等の確認 内容、添付資料等の調整 所在市町の意見聴取 <p>[本申請]</p> <ul style="list-style-type: none"> 採石法第 33 条の 3 に基づく認可申請 <p>[申請者からの手続改善要望]</p> なし
② 皮革関連施設の設置に係る事前協議 [皮革産業適正立地事前審査指導要綱]	<ul style="list-style-type: none"> 皮革関連施設は、構造設備、原材料の取扱等について適切に処理しなければ、甚だしく不衛生となり、周辺的生活環境の保全上著しい支障を及ぼすことになる。 公害防止対策を適切に行う必要があるため、事前審査によって、関係法令に基づく許可等の見込みがあるかを審査している。 <p>※関係法令:都市計画法、建築基準法、水質汚濁防止法、悪臭防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法、農地法等</p>	<p>[事前協議の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係法令による許可等の適否判断 衛生等基準への適合等の確認 所在市町の意見聴取 適正立地事前審査会での審査 <p>[本申請]</p> <ul style="list-style-type: none"> 化製場法第 3 条に基づく許可申請等 <p>[申請者からの手続改善要望]</p> なし
③ 有料老人ホームの設置に係る事前協議 [兵庫県有料老人ホーム設置指導要綱]	<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉法に基づく手続は「届出」のみであり、申請内容に不備がなければ受理される。適切な施設設置等を担保するため、県がその内容について事前に審査する必要がある。厚労省の指導指針により、県でも指針を定め、設置前及び事業開始後において継続的な指導を行うよう助言。 事前協議は、施設の建築計画がある程度進んだ段階で実施するが、その段階で設置に当たっての重大な問題やトラブル等が発生した場合、対処困難に陥る可能性があることから、適切な指導・監督のため、事前申出と事前協議の二段階としている。 	<p>[事前申出の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置の趣意や設置予定地の取得計画等の確認 所在市町の意見聴取 <p>[事前協議の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築工期や建築に係る資金計画、職員配置や構造設備等の基準適合性の確認 所在市町の同意確認 <p>[届出]</p> <ul style="list-style-type: none"> 老人福祉法第 29 条に基づく届出 <p>[申請者からの手続改善要望]</p> なし

《参考》条例により規定している手続の例

手続	手続の目的	手続の内容等
① 産業廃棄物処理施設設置に係る廃棄物処理法申請前の手続 [産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例]	<ul style="list-style-type: none"> ・法律では、産業廃棄物処理施設設置に係る許可申請が基準に適合していれば許可される。 ・産業廃棄物処理施設設置に伴う生活環境上の不安等もあり、地元との紛争が生じやすい。 ・このため、法許可申請前に条例に基づき事業計画を作成の上事前に公開し、地元住民の意向を計画に反映させることで、紛争の予防と調整を図り、地域の健全な生活環境の維持及び向上に資することとしている。 ・また、全国的にも、法許可申請前に住民に対し事業内容の説明等を行うよう、多くの自治体で条例等を定めている。 	<p>[確認事項等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係法令による許可等の適用の有無 ・所在市町の意見聴取 ・関係住民を対象とした説明会開催 <p>[関係する法令等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条に基づく申請等
②大規模建築物等の建築に係る協議 [景観の形成等に関する条例]	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成地区等での建築又は大規模建築物の建築を行う場合は、条例に基づく届出を行うことになっている。 ・高さ 60mを超えるなど更に大規模なものについては協議を行い、調査、予測又は評価を求めている。 	<p>[確認事項等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観基準への適合、現況調査、景観シミュレーションの確認(調査・予測の場合) <p>[関係する法令等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観の形成等に関する条例第10条第1項及び第2項、第17条並びに第23条に基づく届出

[条例化の趣旨]

周辺環境への影響が極めて大きい事案や住民等との紛争が生じる可能性が高い事案において、法令等により規定される手続を適正かつ円滑に行うため、事業者に対して事業計画の提出等の事前手続を条例に定め、義務化している。

なお、これらの手続で確認する書類等と、法令等に規定の申請手続に関する書類等には、重複はない。

(2) 事前の協議や相談等を行う旨を明文化せず実施している主なもの

手続	事前相談等の目的	具体的な内容
① 特定非営利活動法人の設立認証申請に係る事前相談	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書類や添付書類が複数あり、作成が困難な場合があるうえ、申請書受理後は軽微な誤字脱字等以外の修正が行えないため、事前に不備等がないか確認を行い、申請後の無用な手間等を防いでいる。 	<p>[事前相談の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本申請受理後は修正できないため、内容、添付資料等に不備がないかを確認 <p>[本申請]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動促進法第10条に基づく認証申請
② 食品営業許可の申請に係る事前相談	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が行おうとする事業内容を確認し、申請者が取得しなければならない許可業種(飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業等)を判断した上で、その業種の施設基準(法第51条に基づき県が定める基準)に合致しているか確認している。 ・申請書類について不備がないよう確認し、申請後の無用な手戻り等を防いでいる。 	<p>[事前相談の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者の事業内容から許可業種を判断 ・施設基準等を満たしているかを確認 ・内容、添付資料等に不備がないかを確認 <p>[本申請]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法第52条に基づく許可申請

手続	事前相談等の目的	具体的な内容
③ 産業立地条例に基づく支援措置申請の事前確認	<ul style="list-style-type: none"> 申請者が行おうとする事業について内容を確認し、県の産業立地条例に基づく支援(法人事業税軽減、設備投資補助等)対象事業の該当・非該当を判断している。 支援の該当の見込みがない事業についての添付書類の作成や準備等無用な作業を防いでいる。 	<p>[事前相談の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者の事業内容から支援要件を満たしているかを確認 <p>[本申請]</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業立地条例第13条等に基づく各種申請
④ 建築許可の申請に係る事前相談	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法で原則禁止されている行為等について、例外的に許可できる要件等を満たしているか、許可申請書等を確認している。 書類の不備、内容の妥当性等を確認し、許可の要否を事前に判断することで、申請後の無用な手戻り等による申請者の負担を防いでいる。 	<p>[事前相談の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 認可要件を満たしているかを確認 内容、添付資料等に不備がないか等を確認 <p>[本申請]</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築基準法に基づく建築許可申請
⑤ 市町の下水道事業の事業計画策定に係る事前相談	<ul style="list-style-type: none"> 市町の事業計画について事前相談を行い、下水道法等の関係法令や流域別下水道整備総合計画等の上位計画に適合した内容となっているか、県が確認を行っている。 本申請前に内容を確認することにより、申請後の無用な手戻りを防いでいる。 	<p>[事前相談の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係法令等に適合しているかを確認 内容等に不備がないかを確認 <p>[本協議]</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道法第4条に基づく計画策定

これらの事前の協議や相談等については、

- ・申請者からの相談等は任意である
- ・申請者からの手続に関する改善要望等はない

という状況にある。

(3) 現状を踏まえた論点 (第1回会議での意見)

① 事前申請等を分けて行うため、その分の時間が上乗せになっているのではないか

【事前申請等を明文化しているもの[(1)関係]】

- ・本申請に付随する他法令との関係の確認を行う必要がある場合は、手続が増え、本申請のみの場合に対し協議等の時間は増加することになる。
- ・事前申請等で確認した書類は、本申請で再度の提出までは不要となっているなど、手続に重複はない。

【事前相談等を明文化せず実施しているもの[(2)関係]】

- ・申請者の希望により事前相談等を行うかどうかを判断している。

【共通事項】

- ・申請が必要な事案かどうかを事前に判断でき、無用な申請を防いでいる。
- ・また記載誤りの修正等を事前に行うことで、申請後の手戻りの縮減にも繋がっている。

② 法令による申請等では要求されていない内容を事前申請等で求める必要があるのか

【事前申請等を明文化しているもの〔(1)関係】

- ・申請に付随する他法令との関係について、行政の立場で確認しておく必要がある。なお、他法令との関係を理由に本申請を拒否することはない。
- ・法令には定められていないが、周囲環境や周辺住民、入居者等への影響について、行政の立場で確認しておく必要がある。なお、当該確認結果を理由に本申請を拒否することはない。
- ・申請側にとっても、建築分野では手戻りを防ぐため設計が固まる前の確認が必要であるなど、事前の確認を必要としている面もある。

【事前相談等を明文化せず実施しているもの〔(2)関係】

- ・法令による申請等で要求されていない内容を、申請者に求めることはない。

③ 申請者に対して義務付けるのであれば条例化すべきではないか

【事前申請等を明文化しているもの〔(1)関係】

- ・法令に基づく許認可等の一連の手続について、要綱や要領等に基づき事前協議等を行う現行の手法で大きな課題が発生していない状況にある。
- ・規制を強化する方向となる事前手続等の条例化に関しては、(周辺環境への影響が極めて大きい事案等で一部条例化しているものもあるが)申請者の負担増や手続の硬直化等の弊害も想定されることから、現在の運用状況も踏まえ慎重に判断する必要がある。

【事前相談等を明文化せず実施しているもの〔(2)関係】

- ・相談等は任意としており、義務付けは想定していない。

(4) 本件に関する取扱い方針(案)

【事前申請等を明文化しているもの〔(1)関係】

- ① 事前協議等を行っていることが本申請時の申請要件とはなっていない(事前協議等を行っていない場合でも、直接本申請があれば受理される)
- ② 現在の取扱いに関して、窓口等への苦情や、処理上の課題が発生していない
- ③ 各関係団体等からも、個々の事前申請等の手続について問題提起(当会議への提案等)がされていない



- ・事前の協議・相談等は、義務ではないものの、申請側が事前に行政に確認できることによる利点も存在し、一定意義があると言える。
- ・しかしながら、事前協議等の際に法令等に定めのない書類は求めないなど、申請者の負担増とならないよう徹底する必要がある。機会を捉まえて手続を見直し、適正化を図ることが不可欠であり、事前申請・事前協議等の個別具体の案件について、支障事案の提案があった場合には、当会議で審議を行っていく。

【事前相談等を明文化せず実施しているもの〔(2)関係】

- ・申請者の希望等により事前相談等を行うものであり、現在の取扱いに問題はないが、事実上相談等を強制することがないよう、徹底する必要がある。

Ⅲ 第 1 回会議の審議を踏まえた報告事項

1 標準処理期間を定めている手続等に関する事項

論点 1 標準処理期間は手続の性質等により一定程度統一化すべきか。
標準処理期間設定の考え方が所属ごとに違うことにより具体的な支障があるか。

【規制改革推進会議意見】

標準処理期間を、許可や認可といった手続の性質に区分し一律に設定することは、類似した手続であっても処理の内容で期間が変動するなど、個々の内容により条件等が異なることから困難と言える。

それぞれの手続を所管する所属が、事務処理等の実態に基づき適切に期間を設定することが望ましい。またその際には、他の所属の設定状況も参考とできるよう、庁内の設定状況の共有化を図る必要がある。

[参考] 手続ごとの期間設定の例

《営業の許可》

- ・ 飲食店営業等営業の許可 15 日
- ・ 火薬類販売営業の許可 30 日 (火薬庫の周辺状況等保安上の検査事項が多い)
- ・ 建設業の許可 45 日 (申請数が多くそれぞれに欠格事由の確認等が必要)
- ・ 風俗営業の許可 55 日 (現地調査、周辺環境の確認等が必要)

《事業の登録》

- ・ 魚介類行商の登録 3 日
- ・ フロン類回収業の登録 45 日 (登録番号取得の際に環境省への照会が必要)
- ・ 貸金業の登録 2 月 (県警、市町等へ欠格事由の確認が必要)

論点 2 標準処理期間の設定時点又は見直し時点から、一定期間を経過したものすべてについて、見直しを検討すべきか。
その場合に、一定の見直しの方向性 (基準) を示すことが必要か。

【規制改革推進会議意見】

設定された標準処理期間については、社会情勢の変化等を踏まえたものとなるよう、定期的に見直しを行うことが不可欠である。

当初の設定又は最終の見直しから長期間経過しているものや、標準処理期間と実際の処理の平均日数が大きく乖離しているものが、まず見直しの対象となる。更に、急速に変化する社会・経済情勢や ICT 等の技術発達により見直すべきものもあると考えられることから、対象とする手続を設定時期等で線引きせず、幅広に見直しに着手すべきである。

[参考] 標準処理期間の見直しにつながった直近の状況変化等

- ・ 国家戦略特区の特例 (NP0 法人設立に係る処理期間短縮) H27. 10. 20 (兵庫県・神戸市)
- ・ 暴力団排除条項の導入に伴う確認要件の追加 H27. 4. 1 (建設業等)

論点3 申請者の予見可能性をより高める設定とするためにはどうすべきか。

【規制改革推進会議意見】

見直しに際しては、実際の処理日数等に基づいた日数を設定した上で、①申請文書の経由に係る期間や審査期間、他機関との協議期間等の内訳の明示や、②手続の内容に応じた標準処理期間の複数設定など、申請者にわかりやすいものとなるよう「見える化」を進める必要がある。

[参考] 手続の内容に応じ標準処理期間を複数設定している例

処分名	開発行為の許可		
根拠法令及び条項	都市計画法（法令番号：昭和43年法律100号第29条第1項及び第2項）		
所管部局課室係名	県土整備部建築指導課開発指導班（内線：4848）		
審査基準	関係条項	都市計画法第33条、第34条等	
	基準	1 都市計画法第33条、34条の規定に基づく基準に合致していること。 2 「兵庫県の開発許可制度の手引き」 (http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd24/wd24_000000054.htm)の内容に合致していること。	
	参考事項		
	設定等年月日	平成6年10月1日設定（平成23年4月1日最終変更）	
標準処理期間	標準処理期間		
	内訳	経由機関 協議機関 処分機関	
	設定等年月日	平成6年10月1日設定（平成0年0月0日最終変更）	
備考	処理期間：処分庁によって、標準処理期間が異なる(別添のとおり)。		

[別添] (抜粋)

標準処理期間	総日数 (注：※)	市街化調整区域以外		市街化調整区域		備考
		開発区域面積1ha未満	開発区域面積1ha以上 ゴルフ場除く	5ha未満	5ha以上 20ha未満 ゴルフ場除く	
		30日	45日	県民局60日 県民局90日 (開発審査会の議を経るもの) 本庁95日	125日	
内 訳	経由機関	—日	—日	本庁5日	5日	
	協議機関	—日	—日	—日	—日	
	処分機関	30日	45日	県民局60日 県民局90日 (開発審査会の議を経るもの) 本庁90日	120日	

(※)

- 1 休日及び補正に関する日数は含まない。処理期間の日安であり、全ての申請がこの期間内に処理されるものではない。
- 2 県民局等 … 県民局長等が許可するもの
本 庁 … 知事が許可するもの（担当課室：建築指導課）
- 3 標準処理期間のうち、市町経由の日数は、処分機関の日数に含む。
- 4 都市計画法第32条に係る協議機関は含まない。
- 5 市町の開発指導要綱等による行政指導の期間は含まない。
- 6 市街化調整区域に係る開発行為で、都市計画法第34条第14号に該当し、開発審査会の議を経ることとされているもののうち、申請期間に開発審査会が開催されない月を含む場合の標準処理期間は、上記の総日数に30日を加えた期間とする。
- 7 開発行為を行うに当たり、農地転用許可、林地開発許可が必要となるものについては、各所管部局と調整の上、許可を行うこととなるが、その際の調整に係る期間は、標準処理期間には含まない。
- 8 贈与等による、土地の所有権の移転を行うために要する期間は含まない。